

## 平成 27 年度公益目的支出計画実施報告書

### 【平成 27 年度(平成 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日まで)の概要】

1. 公益目的財産額	604,713,146 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額 (1) + (2) - (3))	24,189,796 円
(1) 前事業年度末日の公益目的収支差額	18,099,642 円
(2) 当該事業年度の公益目的支出の額	6,090,154 円
(3) 当該事業年度の実施事業収入の額	0 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	580,523,350 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込み額と異なる場合、その概要及び理由	

### 【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の完了予定 事業年度の末日	(1) 計画上の完了見込み	平成 125 年 3 月 31 日
	(2) (1)より早まる見込みの場合	

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	604,713,146 円				
公益目的収支差額	18,024,000 円	18,099,642 円	24,032,000 円	24,189,796 円	30,040,000 円
公益目的支出額	6,008,000 円	6,009,472 円	6,008,000 円	6,090,154 円	6,008,000 円
実施事業収入額	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
公益目的財産残額	586,689,146 円	586,613,504 円	580,681,146 円	580,523,350 円	574,673,146 円

【実施事業(公益目的事業)の状況等】

事業番号	事業の内容
公1	千葉県立高等学校の工業教育研究活動等に対する助成

事業の実施状況
<p>公益目的支出計画に基づき、次のとおり事業を実施した。</p> <p>[個別助成]</p> <p>1 助成対象校 8校</p> <p>京葉工業高等学校 千葉工業高等学校(定時制を含む。) 市川工業高等学校(定時制を含む。) 清水高等学校 下総高等学校 東総工業高等学校 茂原樟陽高等学校 館山総合高等学校</p> <p>2 助成対象事業</p> <p>ア 生徒及び教員のための教育研究活動</p> <p>イ 生徒の課外活動</p> <p>ウ 産業界との交流事業</p> <p>エ 国際交流事業</p> <p>オ 生徒の進路指導</p> <p>カ 広報活動</p> <p>キ その他必要と認めた事業</p> <p>3 助成金</p> <p>500万円 クラス数に応じて配分(1校 136,000円～1,273,000円)</p> <p>[団体助成]</p> <p>1 助成団体</p> <p>千葉県高等学校工業教育研究会</p> <p>2 助成対象事業</p> <p>ア ロボフェア 2015</p> <p>イ 総合技術コンクール</p> <p>ウ ベトナムとの国際交流事業</p> <p>エ 広報活動</p> <p>3 助成金</p> <p>100万円</p> <p>(事業実施のための財源)</p> <p>法人会計における基本財産運用益(投資有価証券利息)から繰り入れ、なお不足分は正味財産を充当。</p>

## 【説明】

移行法人は、行政庁から公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けるまでの間、公益目的支出計画に定めるところに従って、公益目的のための支出を適正に行う必要があります。

このため、移行法人は、公益目的支出計画の実施状況を明らかにする書類——公益目的支出計画実施報告書を事業年度ごとに作成し、監査を受け、理事会の承認を受けた後、定時評議員会に提供する必要があります。（整備法第 127 条第 1 項、同法規則第 43 条・第 44 条等）

また、移行法人は、公益目的支出計画実施報告書を、定時評議員会の日々の 2 週間前の日から、主たる事務所に備え置き、開覧の請求があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこととされています。（法人法第 129 条 整備法第 127 条第 6 項）

さらに、移行法人は、公益目的支出計画実施報告書及び法人法で定める計算書類等（各事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告並びに監査報告）を、毎事業年度の経過後 3 箇月以内に、移行可を受けた行政庁に提出しなければならないこととされています。（整備法第 127 条第 3 項）